財産の交換、譲渡及び貸付けに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

財産の交換、譲渡及び貸付けに関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲渡及び貸付けに関する条例(昭和39年岩手県条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
財産の交換、譲渡 <u>及び貸付け</u> に関する条例	財産の交換、譲渡 <u>、貸付け等</u> に関する条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、財産を交換し、又は適正な対価なくして譲渡し、 <u>若しく</u>	第1条 この条例は、財産を交換し、又は適正な対価なくして譲渡し、貸し付
<u>は貸付けする</u> ことに関し必要な事項を定めるものとする。	<u>け、若しくはこれに私権を設定する</u> ことに関し必要な事項を定めるものとす
	る。
(普通財産の <u>貸付け</u>)	(普通財産の <u>貸付け等</u>)
第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は	第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は
時価よりも低い価額で貸し付けることができる。	時価よりも低い価額で貸し付けることができる。
(1) [略]	(1) [略]
	(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平
	成 11 年法律第 117 号)第 12 条第 2 項の規定に該当するとき。
(2) [略]	<u>(3)</u> [略]
(3) [略]	<u>(4)</u> [略]
<u>(4)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
(5) 県に <u>普通財産</u> を寄附し、又は無償若しくは時価よりも低い価額で貸し	(6) 県に <u>財産</u> を寄附し、又は無償若しくは時価よりも低い価額で貸し付け
付けることを条件として、 <u>県の財産</u> を貸し付ける場合で知事が特にその必	ることを条件として、 <u>普通財産</u> を貸し付ける場合で知事が特にその必要を
要を <u>認めた</u> とき。	認めるとき。
<u>(6)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]
	2 前項の規定は、普通財産に私権を設定する場合について準用する。
	(行政財産の貸付け等)

(物品の交換)

第5条 [略]

(物品の譲渡)

第6条 [略]

(物品の貸付け)

<u>第7条</u> [略]

(補則)

第8条 [略]

第5条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は 時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号に該当する場合で、国、都道府県、市町村その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12 条第2項の規定に該当するとき。
- (3) 地震、火災、水害、津波等の災害により行政財産の貸付けを受けた者 が当該財産を使用の目的に供しがたいと知事が認めるときその他これに準 ずる場合で知事が特にその必要を認めるとき。
- 2 前項(第2号に係る部分を除く。)の規定は、行政財産に地上権又は地役権を設定する場合について準用する。

(物品の交換)

第6条 [略]

(物品の譲渡)

<u>第7条</u> [略]

(物品の貸付け)

<u>第8条</u> [略]

(補則)

第9条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。